

市道の廃止について

市道を次のように廃止する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 8 1 号	植木舞尾 第 1 号線	北区植木町植木 7 6 番 1	地先	
		北区植木町舞尾 6 0 0 番 1 1	地先	
議第 8 2 号	滴水植木 第 1 号線	北区植木町滴水 4 8 番 2	地先	
		北区植木町植木 4 8 番 1	地先	
議第 8 3 号	舞尾植木 第 1 号線	北区植木町舞尾 6 1 2 番 1	地先	
		北区植木町植木 1 0 7 番 1	地先	
議第 8 4 号	舞尾滴水 第 2 号線	北区植木町舞尾 6 3 6 番 2	地先	
		北区植木町滴水 1 4 番 2	地先	
議第 8 5 号	元三町 第 3 9 号線	元三町 1 3 7 番 1	地先	
		元三町 1 2 1 4 番 1	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道廃止について、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 管理引継
- (2) 学校敷地への用途変更